

別記1

情報セキュリティに関する特記事項

長野県民交通災害共済組合の指定する長野県民交通災害共済組合を構成する地方公共団体毎（以下「利用団体」という。）の情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（ネットワーク及び情報システム等で取り扱うデータ）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3条 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には発注者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4条 受注者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、発注者及び利用団体から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6条 受注者は、受注者の職員に対し、個人情報の保護に関する法律第67条に規定する従事者の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。
2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報セキュリティに関する特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

（作業場所の特定）

第8条 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、発注者及び利用団体の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 受注者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなくてはならない。